

釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和5年12月26日(火) 15:00

発表項目	釧路総合振興局食堂の出店者の公募について																															
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時) 月 日 () 時 分	発表者																														
		発表場所																														
概要	<p>釧路総合振興局職員等への昼食の提供を目的とする食堂の出店者を公募します。</p> <p>※ 食堂の出店者について令和5年12月11日から12月25日まで公募しておりましたが、応募がなかったため、出店の条件を変更し再公募するものです。</p> <p>1 出店の条件</p> <table border="1"> <tr> <td>出店場所</td> <td colspan="2">釧路総合振興局地下1階食堂144.59㎡</td> </tr> <tr> <td>出店期間</td> <td colspan="2">令和6年4月から最長5年間</td> </tr> <tr> <td>必須営業時間</td> <td colspan="2">開庁日の午前11時30分～午後1時30分まで ※ 土曜日、日曜日、祝日、休日及び12月29日から1月3日は営業できません。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設使用料及び加算料金</td> <td colspan="2">施設使用料：R5年度の年額約702千円 ※上記の額は100%とした場合の施設使用料ですが、<u>負担可能な割合(免除又は50%以上)を提案していただきます。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">加算料金：暖房料及び警備料等を面積按分で算定(R5年度の年間実績額約211千円) ※その他に電気・ガス等の子メーターを設置しているものは実費相当分を負担していただきます。</td> </tr> <tr> <td>応募資格</td> <td colspan="2">道内に本店、支店又は営業所を有する法人ほか ※ 諸条件についてはホームページ上で公表しています。</td> </tr> </table> <p>2 職員数及び利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路総合振興局庁舎内職員：約280人 ・1日平均38食程度(令和4年度実績) <p>3 出店者の選定方法</p> <p>出店を希望する者から食堂施設の管理・運営及び営業等に関する企画提案を求め、その内容を審査し、最も評価された者を出店者として選定します。</p> <p>4 スケジュール</p> <table border="1"> <tr> <td>令和5年12月26日(火)～ 令和6年1月15日(月)</td> <td>応募申請書類提出期間</td> </tr> <tr> <td>令和6年1月29日(月)</td> <td>企画提案書類の提出期限</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月上旬</td> <td>出店予定者の決定・通知</td> </tr> <tr> <td>令和6年4月～</td> <td>オープン</td> </tr> </table> <p>5 公募に関する受付場所</p> <table border="1"> <tr> <td>○名称：釧路総合振興局総務課</td> </tr> <tr> <td>○住所：釧路市浦見2丁目2-54</td> </tr> <tr> <td>○連絡先：0154-43-9122</td> </tr> <tr> <td>○公募に関するホームページアドレス (釧路総合振興局総務課のページ) https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/173760.html</td> </tr> </table>			出店場所	釧路総合振興局地下1階食堂144.59㎡		出店期間	令和6年4月から最長5年間		必須営業時間	開庁日の午前11時30分～午後1時30分まで ※ 土曜日、日曜日、祝日、休日及び12月29日から1月3日は営業できません。		施設使用料及び加算料金	施設使用料：R5年度の年額約702千円 ※上記の額は100%とした場合の施設使用料ですが、 <u>負担可能な割合(免除又は50%以上)を提案していただきます。</u>		加算料金：暖房料及び警備料等を面積按分で算定(R5年度の年間実績額約211千円) ※その他に電気・ガス等の子メーターを設置しているものは実費相当分を負担していただきます。		応募資格	道内に本店、支店又は営業所を有する法人ほか ※ 諸条件についてはホームページ上で公表しています。		令和5年12月26日(火)～ 令和6年1月15日(月)	応募申請書類提出期間	令和6年1月29日(月)	企画提案書類の提出期限	令和6年2月上旬	出店予定者の決定・通知	令和6年4月～	オープン	○名称：釧路総合振興局総務課	○住所：釧路市浦見2丁目2-54	○連絡先：0154-43-9122	○公募に関するホームページアドレス (釧路総合振興局総務課のページ) https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/173760.html
	出店場所	釧路総合振興局地下1階食堂144.59㎡																														
	出店期間	令和6年4月から最長5年間																														
	必須営業時間	開庁日の午前11時30分～午後1時30分まで ※ 土曜日、日曜日、祝日、休日及び12月29日から1月3日は営業できません。																														
	施設使用料及び加算料金	施設使用料：R5年度の年額約702千円 ※上記の額は100%とした場合の施設使用料ですが、 <u>負担可能な割合(免除又は50%以上)を提案していただきます。</u>																														
		加算料金：暖房料及び警備料等を面積按分で算定(R5年度の年間実績額約211千円) ※その他に電気・ガス等の子メーターを設置しているものは実費相当分を負担していただきます。																														
	応募資格	道内に本店、支店又は営業所を有する法人ほか ※ 諸条件についてはホームページ上で公表しています。																														
	令和5年12月26日(火)～ 令和6年1月15日(月)	応募申請書類提出期間																														
	令和6年1月29日(月)	企画提案書類の提出期限																														
	令和6年2月上旬	出店予定者の決定・通知																														
令和6年4月～	オープン																															
○名称：釧路総合振興局総務課																																
○住所：釧路市浦見2丁目2-54																																
○連絡先：0154-43-9122																																
○公募に関するホームページアドレス (釧路総合振興局総務課のページ) https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/173760.html																																

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付 (場所) 同時レク
担当(連絡先)	釧路総合振興局総務課長 岩佐 (0154-43-9120)

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、出店者とする手続を実施する。

令和5年12月26日

北海道釧路総合振興局長 木村 英也

1 出店場所

- (1) 名称 釧路総合振興局食堂
- (2) 所在 釧路市浦見2丁目2-54 釧路総合振興局地下1階
- (3) 占有面積 144.59平方メートル(厨房、食品庫 48.20平方メートル、食堂 96.39平方メートル)

2 公募の参加にあたって必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 良質な食材及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること
- (2) 個人を除く法人等の場合には、道内に本店、支店又は営業所を有していること
- (3) 個人の場合には、釧路総合振興局管内に在住していること
- (4) 過去2年間に一日当たり1食堂施設で平均40食以上の提供実績があること
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (6) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと、又は指名の停止を受けたが既に停止の期間を経過していること
- (7) 過去3年間に食品衛生法にかかる行政処分を受けていないこと
- (8) 個人、代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと
- (9) 破産手続き開始の決定を受けた個人、法人又は清算法人でないこと
- (10) 道税の滞納がないこと
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと
- (12) 応募団体の役員又は個人が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと
- (13) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属する者でないこと
- (14) 複数の法人等による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)の場合は、コンソーシアムの構成員が単体又は他のコンソーシアムの構成員として参加するものでないこと

3 企画立案

応募申請は、次のような基本的考え方を踏まえて企画立案すること。

- (1) 類似業務経営経験の状況
- (2) 営業責任者及び有資格者等の業務経歴の状況
- (3) 調理師等の配置・従業員の雇用・管理体制等
- (4) 収支計画等(使用料の負担割合(免除又は50%以上))
- (5) 栄養管理の考え方
- (6) 地元食材の活用とその頻度
- (7) 提供メニューの考え方
- (8) 価格の考え方
- (9) 環境配慮の考え方
- (10) 注文の受け方、注文品の受け渡し方法
- (11) 顧客対応・事故対応の体制
- (12) その他事項の提案等

4 出店者の選定

「釧路総合振興局福利厚生施設運営プロポーザル審査会」を設置し、応募者の提案書類等を審査のうえ、最も評価が高いと認められる者を出店者に選定する。

なお、使用料を負担すると提案している応募者と、使用料の負担免除を希望する応募者がそれぞれいた場合は、使用料を負担する応募者から選定する。

5 出店手続

出店者を決定した後、行政財産の使用許可を受けて出店となる。

なお、管理運営については、覚書を取り交わすこととする。

6 公募に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 釧路総合振興局総務課
- (2) 所在地 釧路市浦見2丁目2-54
- (3) 連絡先 電話：0154-43-9122

7 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び選定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、公募要領による。(下記の総務課ホームページを参照すること)
<https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/173760.html>
- (4) この手続は、電子契約が可能。(下記の改革推進課ホームページを参照すること)
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/156648.html>

釧路総合振興局食堂 出店者公募要領

令和5年12月

釧路総合振興局総務課

釧路総合振興局食堂出店者公募要領

目次

第1 公募の内容		
1 出店場所	-----	1
2 出店条件	-----	1
第2 応募の手続き		
1 スケジュール	-----	1
2 応募の資格	-----	1
3 申請書類及び企画提案書類の提出	-----	2
4 現地説明会及び質問の受付	-----	3
5 申請書類及び企画提案書類の取扱い	-----	3
6 受付期間の留意事項	-----	3
第3 審査方法及び選定基準		
1 審査会の設置	-----	3
2 審査及び選定の方法	-----	4
3 審査項目	-----	4
4 選定対象からの除外	-----	4
第4 行政財産等の使用許可		
1 行政財産使用許可	-----	5
2 使用料及び加算料金	-----	5
3 使用条件	-----	5
4 行政財産使用許可の取り消し又は変更	-----	6
5 原状回復	-----	6
6 損害賠償	-----	6
7 許可の取り消しによる損失の取扱い	-----	6
8 その他	-----	6
第5 その他		
1 その他	-----	6
2 問い合わせ先	-----	7

- | | |
|------|--------------|
| ・様式1 | 応募申請書 |
| ・様式2 | 概要書 |
| ・様式3 | 企画提案書 |
| ・様式4 | 応募申請書記載事項変更届 |
| ・様式5 | 企画提案辞退届 |
| ・様式6 | 現地説明申込書 |
| ・様式7 | 質問書 |

釧路総合振興局食堂出店者公募要領

北海道釧路総合振興局に設置している食堂について、職員等へのサービス向上、環境への配慮及び道が取り組んでいる産消協働への協力等に十分な理解を示し、食堂経営に豊富な知識と実行力等を有する出店者を以下のとおり公募します。

第1 公募の内容

1 出店場所

- (1) 名称 釧路総合振興局食堂
- (2) 所在 釧路市浦見2丁目2-5 4 釧路総合振興局庁舎地下1階
- (3) 占有面積 144.59平方メートル(厨房、食品庫 48.20平方メートル、食堂 96.39平方メートル)

2 出店条件

- (1) 出店期間
令和6年4月から最長5年間
- (2) 営業時間等
開庁日の午前11時30分から午後1時30分まで(必須時間)
※業務の処理時間は概ね午前9時30分から午後3時00分まで
(土曜日、日曜日、祝日、休日及び12月29日から1月3日は営業できません。)
- (3) 必須メニュー
定食(主食、汁物、主菜、副菜)、カレーライス、麺類
※参考：食事の提供数(令和4年度の1日あたり利用食数：平均約38食)
- (4) 開店時期
許可を受けてから1ヶ月以内

第2 応募の手続き

1 スケジュール

令和5年12月26日(火)～ 令和6年1月15日(月)	応募期間
～令和6年1月29日(月)	企画提案書提出期限
令和6年2月上旬	出店予定者の選定・決定通知
令和6年2月中旬～下旬	行政財産使用許可申請
令和6年4月	オープン

※ 応募状況等により変更することがあります。

2 応募の資格

- (1) 良質な食材及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること
- (2) 個人を除く法人等の場合には、道内に本店、支店又は営業所を有していること
- (3) 個人の場合には、釧路総合振興局管内に在住していること
- (4) 過去2年間に一日当たり1食堂施設で平均40食以上の提供実績があること
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (6) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと、又は指名の停止を受けたが既に停止の期間を経過していること

- (7) 過去3年間に食品衛生法にかかる行政処分を受けていないこと
- (8) 個人、代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと
- (9) 破産手続き開始の決定を受けた個人、法人又は清算法人でないこと
- (10) 道税の滞納がないこと
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと
- (12) 応募団体の役員又は個人が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと
- (13) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属する者でないこと
- (14) 複数の法人等による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)の場合は、コンソーシアムの構成員が単体又は他のコンソーシアムの構成員として参加するものでないこと

3 申請書類及び企画提案書類の提出

(1) 提出書類及び提出部数

ア 提出書類

- ① 応募申請書(様式1)及び概要書(様式2)
- ② 会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する会社については、商業登記簿謄本
- ③ ②以外の法人については、法人登記簿謄本
- ④ 個人については、住民票
- ⑤ 定款(最新のもの)
- ⑥ 過去2年間の収支決算書(令和3・4年度)
- ⑦ 納税証明書(道税)
- ⑧ コンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書の写し
- ⑨ 既存店舗において取得した営業許可等の写し
- ⑩ 企画提案書(様式3)
- ⑪ メニューの写真及びカロリー表示
(定食:1食分、カレーライス:1食分、麺類:1食分)
※ サイズ:2Lサイズ、撮影条件:トレイに載せ、真上より撮影

イ 提出部数 各1部

※ 上記②, ③, ④, ⑦は、3ヶ月以内に発行された「原本」を提出してください。

ウ 釧路総合振興局長が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

(2) 受付期間

ア 応募申請書類(上記①～⑨)

令和5年12月26日(火)～令和6年1月15日(月)17時

※ 応募資格に係る審査結果は、応募申請書類提出者全員に文書で通知します。

なお、他者の応募状況及び審査結果に係る問い合わせは受付しません。

イ 企画提案書類(上記⑩及び⑪)

応募資格の審査結果を受理した日～令和6年1月29日(月)

(3) 受付場所

住 所: 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54

北海道釧路総合振興局総務課

電話番号: 0154-43-9122 FAX番号: 0154-41-1031

※ 現地説明申込書、質問書についても、この場所へ提出してください。

(4) 留意事項

ア 申請書類等の提出方法は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)とします。

- イ 申請は、応募者である団体の代表者又は代表者から権限の委任を受けた当該団体の職員等が行うものとします。
- ウ 受付期間終了後は、提出した関係書類の書き換え及び差し替えはできません。
ただし、応募資格を失ったとき、その他関係書類の記載事実（事務所の住所等）に変更があったときは、速やかに「応募申請書記載事項変更届」（様式4）により届け出てください。
なお、提案内容の変更等は、上記の受付期間内に限り行うことができます。
- エ 企画提案書類を提出した後に辞退する場合は「企画提案辞退届」（様式5）を提出してください。

4 現地説明会及び質問の受付

(1) 現地説明会の開催

決まった日程での現地説明会は行いませんので、希望する場合には、「現地説明申込書」（様式6）に必要事項を記載の上、希望する日の前日までに受付場所に申し込みしてください。

ただし、現地説明の受付及び説明は、開庁日（開庁時間）に行いますので、ご了承願います。また、申込期限は、応募申請書類提出期限の前日（応募申請書類を提出している場合には、企画提案書提出期限の前日）までといたします。

(2) 公募要領等に関する質問書の受付

公募要領等に関する質問等がある場合には、別紙「質問書」（様式7）により受付場所に提出してください。

受付期間は、応募申請書類の受付日から応募申請期限の前日（応募申請書類を提出している場合には、企画提案書提出期限の前日）とします。

なお、提出された質問書に対する回答を取りまとめ、すべての応募者に回答します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかると推測される場合は、質問者に対してのみ回答します。

5 申請書類及び企画提案書類の取扱い

- (1) 申請書類及び企画提案書類(以下「申請書類等」という。)に記載された個人情報、出店の選定、審査その他出店手続きを実施する目的以外に使用することはありません。
- (2) 提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 釧路総合振興局長（以下「局長」という。）が提示する公募要領等の著作権は道に帰属し、応募者が提出した申請書類等の著作権は、応募者に帰属します。
- (4) 局長は、出店手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、申請書類等を複製することができるものとします。

また、選定手続きの経過及び選定結果の公表のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、申請書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

- (5) 申請書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

6 受付期間の留意事項

- ※ 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとします。
- ※ 郵送又はFAXによる場合は、受付期間最終日の午後5時必着とします。

第3 審査方法及び選定基準

1 審査会の設置

「釧路総合振興局福利厚生施設運営プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置し、応募者の申請書類等を審査の上、最も評価が高いと認められる者を出店者に選定します。

2 審査及び選定の方法

- (1) 応募資格審査(申請の形式的要件に係る審査)
全ての応募者を対象として事前審査を行い、資格要件に適合しないと判断された者は失格となります。
- (2) 企画提案書類審査
ア 各審査委員は、選定対象とされた応募者について審査します。なお、審査にあたっては必要に応じて、ヒアリングを行います。
イ 審査会は、各審査委員から最も評価された応募者を選定します。
ウ 上記イの方法で選定できない場合は、審査会で妥当性を検討して総合的な観点で判断し、選定します。
- (3) 選定時期及び審査結果の通知
選定は、令和6年2月上旬頃を予定しています。審査結果は、応募者全員に文書で通知します。
なお、他の者に係る審査結果又は審査内容に関する問い合わせには応じません。
- (4) 出店選定者の公表
公表は、審査結果の通知後、釧路総合振興局のホームページで行います。

3 審査項目

- (1) 類似業務経営経験の状況
- (2) 営業責任者及び有資格者等の業務経歴の状況
- (3) 調理師等の配置・従業員の雇用・管理体制等
- (4) 収支計画等(使用料の負担割合(免除又は50%以上)及び収支計画の健全性)
- (5) 栄養管理の考え方
- (6) 地元食材の活用とその頻度
- (7) 提供メニューの考え方
- (8) 価格の考え方
- (9) 環境配慮の考え方(洗剤等の使用、電気・ガス・水道の使用、廃棄物削減・生ゴミ処理、衛生管理など)
- (10) 注文の受け方、注文品の受け渡し方法(精算方法、受渡方法、混雑時解消への取組など)
- (11) 顧客対応・事故対応の体制(苦情処理体制、嗜好把握の取組、苦情・要望への反映、事故発時対応)
- (12) その他事項の提案、アピールすべき点・優位性等

4 選定対象からの除外

応募者が、次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定対象から除外し、若しくは選定を取り消す場合があります。

- (1) 審査会の委員又は選定手続き業務に従事する職員若しくは関係者に対し、本件申請について不正に接触する行為その他公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- (2) 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合
- (5) 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- (6) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (7) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が出店者として業務を行うことについてふさ

わしくないと認めた場合

第4 行政財産等の使用許可

1 行政財産使用許可

- (1) 出店するにあたり、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条の4第4項及び北海道財務規則（昭和45年4月1日北海道規則第30号）第205条の17の規定に基づき、北海道知事から行政財産使用許可を受けなければなりません。
- (2) 使用を許可する期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。
ただし、店舗運営状況等から、引き続き出店することが適当であると認められる場合は、毎年度、許可を受けることにより、最長5年間継続できます。

2 使用料及び加算料金

使用料及び加算料金等については、北海道行政財産使用料条例（昭和39年条例第29号）や関係規則等に基づき毎年度算定し出店者に請求いたします。なお、令和5年度は次のとおりです。

(1) 使用料

使用料は、令和5年度は、1平方メートルあたり年額約4,850円です。

ただし、「北海道財務規則の運用について」（依命通達）により、営業環境等によっては、使用料の一部を減額することができることから、想定する収支計画等に基づき、応募者が負担可能な割合（免除又は50%以上）とその理由を提案してください。

（令和5年度における算定額は、144.59平方メートル許可したと仮定して、負担割合を100%とした場合、年額約702千円、負担割合を50%とした場合、年額約351千円となります。）

(2) 加算料金

ア 使用許可期間中に店舗で使用した光熱水費のうち、計量器（子メーター）により使用実績が判明する電気・ガスなどの実費相当分は、負担していただきます。

イ 暖房料及び警備料等は面積按分等により算出した額を負担していただきます。

（令和5年度における算定額は、年額約211千円です。）

ウ 電話回線を使用する場合には、当局設置の回線数按分等により算出した額を負担していただきます。

(3) その他

使用料及び加算料金（実費相当分を除く）は、原則として前納となっております。

ただし、希望により、四半期毎に納入することも可能です。

3 使用条件

(1) 食堂の設備及び供与物品

「供与物品一覧表」を参照してください。

(2) 使用許可物件の維持保全等

ア 出店者は、使用許可物件を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければなりません。

イ 使用許可物件を維持保全するための通常必要とされる修繕費は、総合振興局の負担とします。ただし、出店者の故意、過失等による破損に係る修繕費は、出店者の負担とします。

ウ 使用許可物件について、出店者が修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に北海道知事の承認を得なければなりません。

エ 出店者が設置した設備等については、出店者が自らの責任と負担において、維持保全を行うこととします。

オ 局長は使用許可物件について、随時に実地調査し又は必要な報告を求め、その維持保全に関し、指示することができます。

(3) 廃棄物等の処理

食堂内で発生した廃棄物等の処理は出店者において適切に処理することとし、係る費用は、出

店者の負担となります。

(4) 食堂内の清掃

食堂内（行政財産使用許可された部分）の清掃は、出店者自らが行うこととします。

4 行政財産使用許可の取り消し又は変更

北海道知事は、出店者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し又は変更することができます。

- (1) 出店者が行政財産の許可条件、関係法令及び北海道の関係規定等に定める事項に違反したとき
- (2) 出店者が第2の2に定める応募資格を失ったとき
- (3) 総合振興局において公用又は公共用に供するため使用物件を必要とするとき

5 原状回復

(1) 使用許可期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、出店者の負担により、北海道知事の指定する期日までに、使用許可物件を原状回復して返還しなければなりません。

(2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、北海道知事は、出店者の負担においてこれを行うことができます。

6 損害賠償

(1) 出店者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

ただし、使用許可物件を原状回復した場合は、この限りではありません。

(2) 前号に掲げる場合のほか、出店者は、北海道知事が定める条件を履行しないため損害を与えた場合、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

(3) 出店者は、使用許可物件の使用にあたり、総合振興局又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任で賠償をしなければなりません。

7 許可の取り消しによる損失の取扱い

(1) 北海道知事は、出店者の責めに帰する理由により、使用許可を取り消したことによる損失を補償しません。

また、出店者は北海道知事に対し、補償の請求は一切行わないこととします。

(2) 使用許可が取り消された場合において、出店者は、使用許可物件に投じた費用等の請求は行うことができないものとします。

8 その他

(1) 管理運営については、別途、覚書により取り決めることとします。

(2) 出店者は毎年度、事業報告書を作成し、釧路総合振興局長に提出しなければなりません。

(3) メニュー及び価格を変更する場合は、釧路総合振興局長と協議が必要です。

(4) 酒類の提供はできません。また、店舗内は全て禁煙とします。

(5) その他、食堂運営にあたり協議する事項が生じた場合は、双方が合意のうえ、変更できるものとします。

第5 その他

1 その他

応募、提案、使用許可等の手続きに関し、応募者が要する費用は各応募者の負担とします。

2 問い合わせ先

住 所：〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54

北海道釧路総合振興局総務課

電話番号：0154-43-9122 FAX番号：0154-41-1031

令和 年 月 日

応募申請書

北海道釧路総合振興局長 様

申請者名

住 所

商号又は名称

代表者名

印

釧路総合振興局食堂出店者公募要領に基づき、関係書類を添付して応募します。

なお、公募要領第2の2に規定する応募の資格に該当していること、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式2 (法人の場合)

概 要 書

会社名	・商号又は名称 ・代表者氏名 ・連絡責任者 部署・職名・氏名 所在地 電話番号 FAX e-mailアドレス ホームページアドレス						
設立年月日	年	月	業績〔決算期 月〕				(単位:百万円)
資本金	百万円		主業種名				
従業員数	正社員 名		パート社員 名		その他の社員 名		
業績	【決算期 月】 (単位 百万円)						
	区分	売上高	営業利益	経常利益	当期利益	長期借入金	
	前期						
	前々期						
関連会社名							
主要取引(受託)先 (過去の取引も含む)	取引先名		提供食数		取引先名		提供食数
	取引先名		提供食数		取引先名		提供食数
	取引先名		提供食数		取引先名		提供食数
主要加盟団体							
本業務担当者	職・氏名		e-mailアドレス				
	連絡先						
道内に所在する 支店・営業所 の主たるもの	所在地		電話番号				
	名称						
	代表者職・氏名						
	所在地		電話番号				
	名称						
	代表者職・氏名						

(注) 主要取引(受託)先欄の「提供食数」は社員食堂、学生食堂など(旅館、仕出し屋、弁当屋、学校給食、病院給食などを除く)での1日当たり平均の食数を記載すること。

(注) コンソーシアムによる参加の場合は、構成員毎に別様とすること

- [添付書類] (1) 会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する会社については、商業登記簿謄本(3月以内)
 (2) 前項以外の法人については、法人の登記簿謄本(3月以内)
 (3) 定款(最新のもの)
 (4) 過去2年間の収支決算書(令和3・4年度)
 (5) 納税証明書(道税)
 (6) コンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書の写し
 (7) 既存店舗において取得した営業許可等の写し

*添付書類のうち、(1)、(2)、(5)は、原本を提出してください。

受付番号		受付年月日		確認者		印
------	--	-------	--	-----	--	---

様式2 (個人の場合)

概 要 票

個人名	・氏名 ・所在地 電話番号 FAX e-mailアドレス ホームページアドレス							
	(単位 百万円)							
業績	区分	売上高	営業利益	経常利益	当期利益	長期借入金		
	前期							
	前々期							
関連会社名								
主要取引(受託)先 (過去の取引も含む)	取引先名		提供食数		取引先名		提供食数	
	取引先名		提供食数		取引先名		提供食数	
	取引先名		提供食数		取引先名		提供食数	
主要加盟団体								

(注) 主要取引(受託)先欄の「提供食数」は社員食堂、学生食堂など(旅館、仕出し屋、弁当屋、学校給食、病院給食などを除く)での1日当たり平均の食数を記載すること。

[添付書類]

- (1) 住民票
- (2) 過去2年間の収支決算書(令和3・4年度)
- (3) 納税証明書(道税)
- (4) 既存店舗に置いて取得した営業許可等の写し

*添付書類のうち、(1)、(3)は、原本(3ヶ月以内に発行)を提出してください。

受付番号		受付年月日		確認者		印
------	--	-------	--	-----	--	---

企画提案書

北海道釧路総合振興局長 様

提案者名

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

(連絡責任者)

部署・職名

氏 名

電話番号

FAX番号

E-mailアドレス

釧路総合振興局食堂出店者公募要領に基づき企画提案書を提出します。

1 企画提案者の名称等

本店の所在地、商号又は名称及び代表者名	
所在地	
商号又は名称	
代表者	
道内に所在する支店、営業所の主たるもの	
所在地	
商号又は名称	
代表者	
所在地	
商号又は名称	
代表者	

2 企画提案書

(注) 企画提案書は、別紙によるものとする。

企画提案書

1 営業責任者及び業務経歴

営業責任者	主な業務経歴・有する資格
氏名 (経験年数 年)	

(注) 経験年数は令和5年12月26日現在とする。

2 食堂に勤務する者の業務経歴

調理有資格者	主な業務経歴
氏名 (経験年数 年)	
氏名 (経験年数 年)	
氏名 (経験年数 年)	

(注) 食堂に勤務する調理有資格者全員を記載してください。
経験年数は令和5年12月26日現在とする。

3 食堂の営業に関する事項

(1) 調理師等の配置、従業員の雇用、管理体制の考え方

① 調理師・調理員の配置について

② 従業員の雇用について

③ 管理体制について

(2) 健全な収支計画等

① 使用料の負担割合（負担可能な割合を「免除」又は50%以上で記載）とその理由

② 収支計画書（5カ年計画）
（様式は任意で別紙により提出してください）

(3) 栄養管理及び道が取り組んでいる産消協働への協力・貢献について

① 栄養管理の考え方

② 地元食材の活用とその頻度の考え方

現在営業中の食堂における北海道産の食材等の使用状況（品目及び産地を記載）

* 「産消協働」～地元にあるものを購入したり、消費したりしながら、地元の産業を道民の皆さんとともに育てていこうという運動のこと

(4) メニュー、価格の考え方 (回数券、割引券等についても提案があればお書きください。)

提供可能なメニュー及び価格一覧表

品 目	価 格	構 成 内 容
記載例【定食】 A定食	500円	ご飯、メイン(肉料理)、味噌汁、小鉢、漬け物
【定食】※必須	円	
	円	
	円	
【カレーライス】※必須	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
【麺類】※必須	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
【 】	円	
	円	
	円	

(注) この用紙に書ききれない場合は、別紙(A4版)により提出してください。

(5) 環境配慮・衛生管理の取組について

① 洗剤等の使用に係る環境配慮について

② 電気、ガス、水道の使用にかかる環境配慮について

③ 廃棄物にかかる環境配慮について

・ 廃棄物削減のための取組について

・ 生ゴミ等の処理について

④ 衛生管理の取組について

⑤ その他環境配慮、衛生対策に関する取組状況等があれば記入又は添付してください。

(6) 注文の受け方（精算方法）、注文品の受け渡し方法等について

(7) 顧客対応・事故対応の体制について

① 顧客対応について

・ 苦情処理体制

・ 顧客の嗜好を把握するための取組

・ 顧客の苦情、要望等の意見を反映するための取組

② 事故（安全・食品衛生等）が発生した場合の対応について

③ その他顧客対応、事故対応に関する取組状況等があれば記入又は添付してください。

(8) その他、食堂の管理・運営に関する提案事項があれば記入又は添付してください。

受付番号		受付年月日		確認者	印
------	--	-------	--	-----	---

応募申請書記載事項変更届

北海道釧路総合振興局長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

(連絡責任者)

部署・職名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

E-mail アドレス

先に提出しました応募申請書の記載事項を次のとおり変更しますので届け出ます。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更理由

令和 年 月 日

企画提案辞退届

北海道釧路総合振興局長 様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

(連絡責任者)

部署・職名

氏 名

電話番号

FAX番号

E-mailアドレス

先に提出しました企画提案書等については、提案を辞退しますので届け出ます。

現地説明申込書

北海道釧路総合振興局長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

(連絡責任者)

部署・職名

氏 名

電話番号

FAX番号

E-mailアドレス

現地説明を次のとおりで申し込みます。

希 望 日 時	令和 年 月 日 () 時 分
参加者職・氏名 (参加代表者を①に 記入ください。)	① ②

(注) 参加人数は2名以内とします。

(注) コンソーシアムの場合は、各企業単位で提出してください。

質 問 書

北海道釧路総合振興局長 様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

(連絡責任者)

部署・職名

氏 名

電話番号

FAX番号

E-mailアドレス

公募要領の内容について質問がありますので提出します。

項 目	質 問 要 旨

(注) 「項目」欄には、公募要領項目名等を記載してください。
「質問要旨」欄には、できるだけわかりやすく趣旨を記載してください。

供与備品一覧表（食堂）

品名	規格	数量
コーナーデスク	ライオン 1260AC	1
中華ゆでめん機	タニコー TU-1N	1
ガスコンロ（5口用）	オザキ トンブラーL	1
ガスレンジ	オザキ OZ2S-120RV2	1
スूपレンジ	谷口工業製	1
フライヤー	日本調理機 FN-2A 2槽式 25 ^{リットル}	1
炊飯器	パロマPR6DSS	1
冷凍庫（業務用テーブル型・170L）	ホシザキ電機 RT-115PTC	1
冷蔵庫	パナソニック NR-F431V	1
ドングリガスレンジ	谷口工業TSG-5	1
コンロ台	ステンレスTS-GT-90NB	1
コンロ台	TS-GT-945NB	1
コンロ台	TS-WT-120NB	1
掃除機	パナソニック MC-G600WDP	1
洗濯機	シャープ ES-GE45P4.5L	1
食卓		13
食卓		2
食卓		1
調理台		1
流し台		3
盛付台		1
作業台		3
ダストテーブル		1
パンラック		1
食器棚	Tanico	1
炊飯ジャー	象印THSC60	3
炊飯器	パロマPR-101DSS	1
給水器ボトル	ナショナル NY-18FC3	1
ゆで麺用鍋	TB359 丸底 底外径φ41	1
ガラスマホービン	象印AB-RX22-FY	1